

# 1

## 平常時及び災害時におけるそれぞれの役割

### 1

#### 飼い主の役割

##### (1) 同行避難

過去の災害において、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例が多数発生したが、このような動物を保護することは多大な労力と時間を要するだけでなく、その間にペットが負傷したり衰弱・死亡するおそれもある。また、不妊去勢処置がなされていない場合、繁殖により増加するこ

とで、住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化することも懸念される。このような事態を防ぐために、災害時の同行避難を推進することは、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも、必要な措置である。

##### (2) 災害避難時における飼育管理

災害が起こった時に飼い主はペットと同行避難することが基本であるため、平常時からそれに備えるべき対策についての意識をもち、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努めなければならない。

様々な人が共同生活を送る避難所においてペットを飼育する場合は、動物が苦手な人、アレルギーを持っている人等への特別の配慮が求められる。避難所におけるペットの存在

が、人々にとってストレスやトラブルの原因となるかどうかは、飼い主自身の意識と、平常時からの備えに左右される。また、通常的环境とは大きく異なる避難生活はペットにとっても大きなストレスとなる可能性があるが、ペットの避難に必要な用具等を準備しておくことや、普段からしつけや健康管理をしておくことで、そのストレスを軽減させることも可能である。

## ◆ 飼い主が行うべき対策の例

### 平常時

- 住まいの防災対策
- ペットのしつけと健康管理
- ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）
- ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- 避難所や避難ルートの確認等の準備

### 災害時

- 人とペットの安全確保
- ペットとの同行避難
- 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育マナーの遵守と健康管理

## 東日本大震災での事例

東日本大震災に伴う自治体へのアンケート調査結果によると、避難所でのペットのトラブルでは、犬の鳴き声や臭いなどの苦情が最も多かった。その他、「避難所で犬が放し飼いにされ、寝ている避難者の周りを動き回っていた」、「ペットによる子供への危害が心配」、「ノミが発生した」など、飼い主による適正な飼育が行われていないことによるトラブルが多く見られた。

また、「アレルギー体質の方がいることから、避難所内で人と同じスペースで飼育することが難しい状況があった」など健康への影響についての報告があるほか、「他の避難者とのバランスを考慮して貰えず、自分のペットへの過度の要望を通そうとする避難者がいた」など、飼育マナーに関する意見も各地で報告されている。

## 2 自治体の役割

自治体は、災害発生時に、飼い主による同行避難や適正な飼育管理が行われるよう、平常時から飼い主に対する啓発等の対策を講じることが望ましい。また、動物の保護や救護活動が必要になる場合に備え、各行政機関及び関係団体が連携・協働した救護活動が行えるように、地方獣医師会や民間団体・企業等との災害時協定の締結や、現地動物救護本部等の設置に向けた連携、災害発生直後における行政による動物保護活動の開始が困難な場合の初動体制についても検討しておくことが望ましい。さらに自治体間で協力して広域的に対応する体制の整備についても検討する。また、平成25年9月1日に施行される改正動物愛護管理法にお

いて、動物愛護推進員の活動として、災害時におけるペットの避難、保護等に関する協力が追加されたこと等を踏まえ、動物愛護推進員等との災害時の協力体制を検討する。

災害が発生した際、自治体は関係機関と連携して、同行避難の推進、避難所における必要な飼育支援、放浪動物や負傷動物等の救護活動を行うなど、様々な役割を担う。自治体によるこれらの活動は動物愛護の観点のみならず、被災した飼い主への支援という観点からも重要である。

都道府県等は、各自治体が策定した災害に関する計画や、次に掲げる項目などを参考に必要な対策を検討しておくことが望ましい。

## ◆ 都道府県等が行う対策の例

### 平常時

- ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
- ペットとの同行避難も含めた避難訓練
- 関係機関・団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時の動物救護活動に関する連携体制の整備に係る調整（災害時協定、現地動物救護本部等の体制、人材育成等）
- 避難所、仮設住宅におけるペットの受け入れ対策に関して、関係市区町村等との調整
- 動物救護施設の設置候補地の検討
- 災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成
- 必要物資の備蓄・更新

### 災害時

- 現地動物救護本部等の設置の検討
- 被災地市区町村へのペットの避難や救護に係る指導助言
- 避難動物、放浪動物等に関する相談窓口の設置
- 動物愛護推進員への協力要請等
- 避難動物に関する情報収集、適正な飼育の指導
- 人と動物の共通感染症の予防の措置
- 救援物資等の調達及び保管場所の確保と輸送手段の調整
- 獣医師の派遣依頼及び調整
- 放浪動物、負傷動物の保護収容、返還、譲渡
- 危険動物の逸走等に係る対応（特定飼養施設の破損、特定動物の逸走状況等の確認、逸走時の対応等）
- 被災住民への動物救護に関する情報の提供
- 関係部局、国、他自治体、緊急災害時動物救援本部等との連絡調整及び支援要請

市区町村は、各自治体が策定した  
災害に関する計画や、都道府県等や

現地動物救護本部等の要請に応じ、  
次の事項を検討する。

## ◆ 市区町村が行う対策の例

### 平常時

- ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
- ペットとの同行避難を含めた避難訓練
- 避難所、仮設住宅等におけるペットの受け入れ、飼育に係る検討

### 災害時

- ペット同行避難者の避難所への避難誘導、支援
- 避難所・仮設住宅におけるペット同行避難者の受け入れ
- 都道府県等に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの飼育状況等に関する情報提供
- 避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育に係る指導、支援
- 都道府県や現地動物救護本部等が行う動物救護活動への連携、協力、支援要請
- 被災住民等への動物救護及び飼育支援に関する情報の提供

平常時及び災害時に  
おけるそれぞれの役割

## 活動内容の事例

### 岩手県（東日本大震災）

発災直後は被災住民への支援対応に追われ、県が動物救護対応にあたることは難しかったが、地方獣医師会や民間団体と協定を締結し、役割分担を行っていたことから、これらの団体によりペット同行避難者等への対応をスムーズに行うことができた。

## ① 災害対策基本法

平成 23 年 12 月に災害対策基本法に基づく「防災基本計画」の改定が行われた。動物救護対策に関しては、自然災害対策の各編に避難場所及び仮設住宅における家庭動物の受け入れ配慮に関する記載が追加されるとともに、原子力災害対策編に

避難場所における家庭動物の受け入れ配慮に関する記載が追加された。また、第 16 編の「防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項」の見直しが行われた。今後、「同行避難」に関する方針を追加していくことが課題である。

### <防災基本計画（抜粋）>

第 2 編（地震災害対策編）、第 3 編（津波災害対策編）、第 4 編（風水害対策編）、第 5 編（火山災害対策編）、第 6 編（雪害対策編）

#### 第 2 章 災害応急対策

##### 第 5 節 避難収容及び情報提供活動

##### 2 避難場所

##### （2）避難場所の運営管理

～また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

##### 3 応急仮設住宅等

##### （3）応急仮設住宅の運営管理

～また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

## 第 11 編 原子力災害対策編

### 第 2 章 災害応急対策

#### 第 2 節 屋内退避、避難収容等の防護及び情報提供活動

##### 2 避難場所

##### (2) 避難場所等の運営管理

～また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

## 第 16 編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

### 第 2 章 災害応急対策に関する事項

#### 10 災害時における動物の管理（衛生を含む。）及び飼料の需給計画に関する事項

被災した飼養動物の保護収容に関する体制整備、避難場所等における飼養動物の収容及び適正な飼養，危険動物の逸走対策，動物伝染病予防上必要な措置並びに飼料の調達及び配分の方法に関する計画



## ② 動物の愛護及び管理に関する法律

平成 24 年 9 月 5 日に公布された改正動物愛護管理法において、動物愛護管理推進計画に定める事項に災害時対策が追加されるとともに、動

物愛護推進員の役割に災害時の国または都道府県等への協力に関する事項が追加された。

### <動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）>

下線部は平成 25 年 9 月 1 日より施行

#### 第二章 基本指針等

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

三 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

#### 第四章 都道府県等の措置等

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。



また、改正動物愛護管理法を踏まえて、現在、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するた

めの基本的な指針のうち、災害時対策についても見直しが検討されている。

## ＜動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（抜粋）＞

### 第2 今後の施策展開の方向

#### 2 施策別の取組

#### (8) 災害時対策

##### ① 現状と課題

地震等の緊急災害時においては、動物を所有又は占有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、国や地方公共団体、獣医師会、動物愛護団体等によって行われてきている。今後とも引き続きこれらの措置が、関係機関等の連携協力の下に迅速に行われるようにするための体制を平素から確保しておく必要がある。

##### ② 講ずべき施策

**ア** 地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けの明確化等を通じて、動物の救護等が適切に行うことができるような体制の整備を図ること。

**イ** 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。

### 3 地方獣医師会の役割

地方獣医師会は、自治体、関係団体と連携し、（公社）日本獣医師会作成の「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」を参考に各地方獣医師会が作成した災害対策に関する計画・マニュアル等に沿って協力や支援を行う。

現地動物救護本部等の構成団体である場合には、本部設置後は、構成団体として救護活動を行う。特に、

地方獣医師会は、避難所等におけるペットの治療、健康管理に関する飼い主からの相談の受付等、被災地における獣医療に関する支援を担う。

獣医師自らが被災して十分な支援を行えない場合も想定し、平常時から近隣の地方獣医師会と、災害時の連携等について検討しておくことが望ましい。

#### ◆ 地方獣医師会が行う活動内容の例

##### 平常時

- 災害に備えたペットの健康管理等について飼い主への啓発
- ペット同行避難も含めた避難訓練への協力
- 協力可能な動物病院、獣医師のデータベースの作成
- 自治体、近隣地方獣医師会との災害時協定に係る調整

##### 災害時

- 都道府県等が実施する動物救護活動への協力
- 現地動物救護本部等を設置した場合は、本部構成団体として都道府県等と連携した動物救護活動の実施
- 避難所等への獣医師の派遣及び避難動物の健康管理に係る支援
- 飼育困難なペットの一時預かり・譲渡の支援
- 負傷動物等の治療・保管
- 近隣地方獣医師会への支援要請（人材派遣、一時預かり、譲渡等）

## 事例

### 指定地方公共機関＜東京都獣医師会＞

災害対策基本法及び国民保護法において定められた、災害等の緊急対処事態等に際して国民の生命、身体、財産の安全を守る上で一定の義務を付与された機関である。

東京都獣医師会は、東京都において「指定地方公共機関」に指定されているため、東京都総合防災訓練への参加や、関係機関等との円滑な連絡調整が可能となり、災害時にも迅速な対応ができた。

平常時及び災害時に  
おけるそれぞれの役割

## 4 民間団体・企業の役割

### (1) 民間団体

民間団体とは、主に動物愛護団体をはじめとした動物に関連した民間団体のことである。これらの民間団体は、平常時から所在地の自治体等と協力関係を築き、災害時に自治体等が必要とする支援、協力を行うこ

とが望ましい。

現地動物救護本部等の構成団体となっている場合は、自治体や地方獣医師会等の要請のもと、次に掲げる支援や協力を検討する。

#### ◆ 民間団体が行う支援・協力の例

##### 平常時

- 災害に備えたペットの適正な飼育等について飼い主への普及啓発への協力
- ペット同行避難も含めた避難訓練への協力

##### 災害時

- 救援物資の配布協力
- ペットの一時保管先や避難所・仮設住宅におけるペットの飼育管理への支援
- 所有権が放棄されたペットの新しい飼い主探しへの協力
- ボランティアの管理への協力
- その他、自治体や現地動物救護本部等が必要とする支援への協力

## (2) 民間企業

民間企業とは、主に動物取扱業者、ペット用品販売業者、ペット用医薬品販売業者やそれらの業界団体等である。民間企業は、自治体等が平常時から検討するペット用品等の備蓄や人材派遣に協力することが望ましい。

また、民間企業は災害時に被災地

に必要な救援物資の供給などについて検討を行うことが望ましい。さらに、自治体、地方獣医師会、現地動物救護本部等が必要とする獣医師、動物看護師、ドッグトレーナー、トリマー等動物の専門的知識や技術を有する人材派遣への協力などについての検討をしておくことが望ましい。

平常時及び災害時に  
おけるそれぞれの役割

### ◆ 民間企業が行う主な支援・協力の例

#### 平常時

- ペット用品等の備蓄
- 地元自治体、地方獣医師会等との連携・協力
- 災害発生時に備えた動物取扱業者同士の連携・協力体制づくり

#### 災害時

- ペット用品等の提供
- 専門的人材の派遣
- 被災した動物取扱業者が管理する動物の移動や保管などの互助

## 5 現地動物救護本部等の役割

災害発生時、自治体・地方獣医師会等は現地動物救護本部等の設置の必要性の有無を判断し、本部を設

置した場合は、動物救護活動を行うため、構成団体・機関と調整を行い、次の各項目に係る活動を行う。

### ◆ 現地動物救護本部等が行う活動内容の例

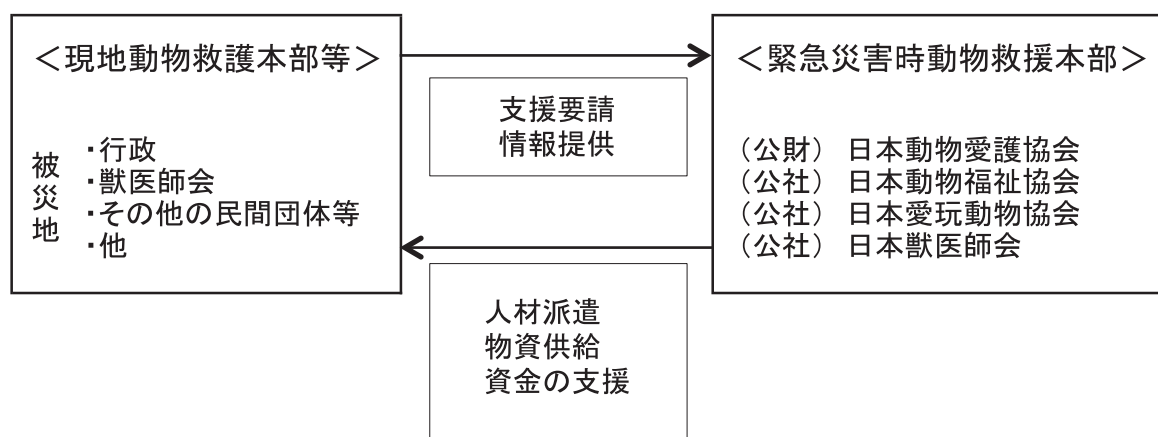
#### 災害時

- 物資の調達、配布
- ボランティアの確保・配置・管理
- 義援金の募集・活用
- 避難所・仮設住宅におけるペットの受け入れに関わる市区町村への要請
- 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育支援
- 保護が必要な動物への対応
- 動物救護施設の設置・運営
- 動物病院への、治療・一時預かり・譲渡等に係る協力要請
- 情報収集・広報活動
- 相談窓口の設置

## 6 緊急災害時動物救援本部の役割

緊急災害時動物救援本部は、（公財）日本動物愛護協会、（公社）日本動物福祉協会、（公社）日本愛玩動物協会、（公社）日本獣医師会の4団体から構成され、大規模災害が

起こった際などに活動を開始する。主に、現地動物救護本部等、被災地の自治体等を人材、物資、資金の面で支援する。



緊急災害時動物救援本部と現地動物救護本部等の関係

### ◆ 緊急災害時動物救援本部が行う活動内容の例

#### 災害時

- 被災地の都道府県等から、被災状況、動物救護に係る必要な支援等に関する情報を収集
- ボランティアを募集し、現地動物救護本部等とボランティア派遣に係る連絡調整
- ペット用品等の救援物資を募集し、被災地の自治体、現地動物救護本部等、地方獣医師会等へ配布
- 義援金を募集し、被災地の自治体、現地動物救護本部等、地方獣医師会等へ配分・供与
- 避難所、動物救護施設等におけるペットの飼育管理等に関する助言

## 7 国の役割

国は、都道府県等の動物愛護管理  
担当部署及び現地動物救護本部等、  
緊急災害時動物救援本部、その他関

係機関と連絡・調整を行い、被災地  
の動物救護活動を支援する。

### ◆ 国が行う活動内容の例

#### 平常時

- ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
- 自治体への災害対策や過去の事例に関する情報の提供
- 関係機関等との災害に関する連絡調整

#### 災害時

- 被災地の都道府県等と連絡調整を行い、被災状況、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- 緊急災害時動物救援本部と連絡調整を行うなど、被災地の動物救護活動を支援
- 関係機関等との災害に関する連絡調整



平常時及び災害時に  
おけるそれぞれの役割

